

# 産業医選任報告 記入方法

**【報告書名】**  
今回の対象でない資格名は二重線を引いて消す。

**【労働保険番号】**  
事業場の労働保険番号を記入。

**【電話番号】**  
市外局番、市内局番、番号それぞれの間に「ダッシュ」を入れて区切って記入。

**【被選任者氏名・フリガナ、選任年月日、生年月日】**  
産業医の氏名・フリガナを記入。濁点、半濁点の場合、同一枠内に「カ」「ハ」と記入。  
選任年月日と生年月日を記入。平成30年8月10日の場合は「730810」と記入（8の前に0は不要）。

**【専属の別】**  
常時1,000人以上の労働者が在籍する事業場、および坑内業務、深夜業を含む業務、有害業務、病原体汚染業務に従事する労働者が常時500人以上在籍する事業場は専属でなければならないため「1」、それ以外の嘱託産業医の場合は非専属の「2」を記入。非専属の場合は、その産業医が勤務している医療機関等の勤務先名を右の欄に記入。

**【専任の別】**  
専属産業医の場合は専任の「1」を選択し、記入。勤務医等として他でも勤務している場合は、兼職の「2」を記入。兼職の場合は、右の欄に業務名を記入。勤務医であれば「勤務医」と記入。

**【医籍番号等】**  
医師免許証に記載の医籍番号を記入。種別は、日本医師会認定産業医の場合は「1」、労働衛生コンサルタントの場合は「3」を記入。

**【前任者氏名・フリガナ、辞任・解任等の年月日】**  
前任の産業医がいる場合、氏名・フリガナ、辞任・解任年月日を記入。

選任すべき事由が発生した日から**14日以内に選任し**、遅滞なく労働基準監督署へ提出しなければなりません。

**<提出物>**

- ・選任報告書（原本・コピー）
- ・医師免許証（コピー）
- ・産業医認定証（コピー）

様式第3号（第2条、第4条、第7条、第13条関係）

~~保健安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告~~

80401 労働保険番号

事業場の名称 事業の種類 坑内労働又は有害業務等（労働基準法施行規則第18条各号に掲げる業務）に従事する労働者数 人

事業場の所在地 事業番号（ ） 坑内労働又は労働基準法施行規則第18条第1号、第2号から第5号まで若しくは第9号に掲げる業務に従事する労働者数 人

電話番号 労働者数 計

フリガナ 被選任者氏名 選任年月日 生年月日 専任の別 非専属の別

安全管理者又は衛生管理者の場合は既記すべき職務 専任の別 非専属の別

保健安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要

産業医の場合は医籍番号等

前任者氏名 辞任・解任等の年月日 参考事項

年 月 日 事業者職氏名 受付印

労働基準監督署長殿

※用紙の印刷に際しては、以下の注意点が挙げられています。

- ・用紙は、白色度80%以上のものであること
- ・Adobe Readerでpdf化したものを印刷すること
- ・拡大や縮小をして印刷しないこと
- ・印刷した用紙を、更にコピーして使用しないこと

※記入する際は必ず黒のボールペンでご記入ください。

※2部提出のため、すべて記入後、最下段に押印したらコピーを取りましょう。

**【事業の種類】**  
日本標準産業分類の中分類から記入。

**【労働者数】**  
常時働いている労働者数を記入。この場で働いている労働者に対し、会社は安全配慮義務があるという場所的観点で考えるため、以下のどちらの基準も満たしている派遣社員やパート・アルバイトも含める。

A 契約期間が1年以上、または契約を更新して1年以上雇用している場合

B 1週間の労働時間が正社員の4分の3以上になる場合

出向者でこの場にいない者は含めない。

**【選任種別】**  
産業医の場合は「5」と記入。

**【計】**  
以下の特定業務に常時従事する労働者数を記入（例えば、警備業のような深夜帯に勤務があるような業種は又の対象となるため記入）。この場合、6ヶ月ごとに1回、定期健康診断を実施する義務があります。

- 特定業務一覧（労働安全衛生規則第13条第1項第2号）
- イ 高熱・暑熱業務
  - ロ 低温・寒冷業務
  - ハ 有害放射線業務
  - ニ 粉塵業務
  - ホ 異常気圧業務
  - ヘ 振動業務
  - ト 重量物取扱業務
  - チ 騒音業務
  - リ 坑内業務
  - ル 深夜業を含む業務
  - ヌ 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
  - ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二酸化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる業務
  - ワ 病原体汚染業務
  - カ その他厚生労働大臣が定める業務

**【参考事項】**  
初めて産業医を選任した場合は「新規選任」と記入。専門科名と、開業している場合はその旨も記入。

**【事業者職氏名】**  
社名、代表者の職・氏名の記入と代表者印の押印。代表者の署名であれば、押印はなくても有効。